明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律の一部の施行期日を定める政令（一八〇）　二
○性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律施行令（一八一）　三
○国の債権の管理等に関する法律施行令の一部を改正する政令（一八二）　四
○社会福祉士及び介護福祉士法施行令等の一部を改正する政令（一八三）　五
○児童手当法施行令の一部を改正する政令（一八四）　六

〔告　示〕
○中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を改正する件（経済産業八五）
○旅行業法の規定に基づく登録研修機関の登録をした件（観光庁一三）
○海上における射撃訓練を実施する件（防衛一〇九、一一〇）
○道路に関する件（近畿地方整備局七〇）
○都市計画に関する件（北海道開発局三八、三九）

〔国会事項〕

〔人事異動〕
内閣　法務省

〔皇室事項〕

〔公　告〕
諸事項
官庁
農林水産大臣が定める特定漁港漁場整備事業計画の案に係る公告及び縦覧、農林水産大臣が定める特定漁港漁場整備事業計画の変更の案に係る公告及び縦覧、建設業の許可の取消処分、隊員の懲戒処分に係る被疑事実通知書等関係
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係
特殊法人等
外務省共済組合定款の一部変更関係
会社その他

本号で公布された法令のあらまし

◇性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第一八〇号）（法務省）

性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六七号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行期日は、令和六年六月二〇日とすることとした。

◇性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律施行令（政令第一八一号）（法務省）

一　公告の方法

1　性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（以下「法」という。）第一七条第六項、第二一条又は第二四条第二項の規定による公告（以下一において「公告」という。）は、これを行う検察官が所属する検察庁の掲示場に一四日間掲示する方法によって行うこととした。ただし、検察官が必要があると認めるときは、官報に掲載する方法を併せて行うことができることとした。（第一条第一項関係）

2　公告を掲示場に掲示する方法によって行うことができないときは、公告は、1の規定にかかわらず、官報に掲載する方法によって行うこととした。（第一条第二項関係）

3　公告をすべき事項は、次のとおりとすることとした。（第一条第三項関係）

㈠　公告の根拠となる法の規定
㈡　公告を行う検察官が所属する検察庁
㈢　対象領置物件の領置番号
㈣　対象領置物件の領置に先立って解かれた刑事訴訟法の規定による押収に係る事件名及び押収番号
㈤　品名及び数量
㈥　公告の初日及び末日の年月日（1のただし書又は2の規定により官報に掲載する方法によって行う公告にあっては、公告の年月日）
㈦　検察官が必要があると認める場合にあっては、㈣に規定する押収の場所及び年月日並びに対象領置物件の特徴

4　検察官は、特に必要があると認めるときは、1の本文の期間を延長し、又は公告を行った後更に公告を行うことができることとした。（第一条第四項関係）

二　手数料の額等

1　法第三一条第一項において準用する行政不服審査法第三八条第四項の規定により納付しなければならない手数料（以下二及び三において「手数料」という。）の額は、用紙一枚につき一〇円（カラーで複写され、又は出力された用紙にあっては、二〇円）とすることとした。この場合において、両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を一枚として手数料の額を算定することとした。（第二条第一項関係）

2　手数料は、法務省令で定める書面に収入印紙を貼って納付しなければならないこととした。ただし、審査庁（法第三一条第一項において読み替えて準用する行政不服審査法第一一条第二項に規定する審査庁をいう。以下二及び三において同じ。）の事務所において手数料の納付を現金ですることが可能である旨及び当該事務所の所在地を当該審査庁が官報により公示した場合において、手数料を当該事務所において現金で納付するときは、この限りでないこととした。（第二条第二項関係）

三　手数料の減免

1　審査庁は、法第三一条第一項において準用する行政不服審査法第三八条第一項の規定による交付を受ける審査申立人又は参加人（以下三において「審査申立人等」という。）が経済的困難により手数料を納付する資力がないと認めるときは、同項の規定による交付の求め一件につき二、〇〇〇円を限度として、手数料を減額し、又は免除することができることとした。（第三条第一項関係）

2　手数料の減額又は免除を受けようとする審査申立人等は、法第三一条第一項において準用する行政不服審査法第三八条第一項の規定による交付を求める際に、併せて当該減額又は免除を求める旨及びその理由を記載した書面を審査庁に提出しなければならないこととした。（第三条第二項関係）

３　２の書面には、審査申立人等が生活保護法第一一条第一項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を、それぞれ添付しなければならないこととした。（第三条第三項関係）

四　附則

この政令は、法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（令和六年六月二〇日）から施行することとした。

◇国の債権の管理等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一八二号）（財務省）

１　刑事訴訟法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、国の債権の管理等に関する法律施行令第三条第四号に掲げる没取金に、同法による改正後の刑事訴訟法の規定による没取金を加えることとした。（第三条関係）

２　この政令は、刑事訴訟法等の一部を改正する法律附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（令和六年五月一五日）から施行することとした。

◇社会福祉士及び介護福祉士法施行令等の一部を改正する政令（政令第一八三号）（厚生労働省）

社会福祉士及び介護福祉士法施行令の一部改正関係

１　社会福祉士登録証、介護福祉士登録証又は准介護福祉士登録証の書換交付を受けようとする者が納付すべき手数料の額を六〇〇円とすることとした。（第一三条第一号及び附則第二条の三第一号関係）

２　社会福祉士及び介護福祉士法第三一条第一項（同法第四二条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出を行って変更の登録を受けようとする者が納付すべき手数料の額を六〇〇円（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第二二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書（以下「利用者証明用電子証明書」という。）を送信する方法により行う者にあっては、五〇〇円）とすることとした。（第一四条第一項第二号及び第二項第二号関係）

３　社会福祉士及び介護福祉士法附則第四条第三項において準用する同法第三一条第一項の規定による届出を行って変更の登録を受けようとする者が納付すべき手数料の額を六〇〇円とすることとした。（附則第二条の四第二号関係）

二　精神保健福祉士法施行令の一部改正関係

１　精神保健福祉士登録証の書換交付を受けようとする者が納付すべき手数料の額を六〇〇円とすることとした。（第三条第一号関係）

２　精神保健福祉士法第三一条第一項の規定による届出を行って変更の登録を受けようとする者が納付すべき手数料の額を六〇〇円（利用者証明用電子証明書を送信する方法により行う者にあっては、五〇〇円）とすることとした。（第四条第二号関係）

三　公認心理師法施行令の一部改正関係

１　公認心理師登録証の書換交付を受けようとする者が納付すべき手数料の額を三、一〇〇円（利用者証明用電子証明書を送信する方法により行う者にあっては、三、〇〇〇円）とすることとした。（第三条第一号関係）

２　公認心理師法第三一条第一項の規定による届出を行って変更の登録を受けようとする者が納付すべき手数料の額を三、〇〇〇円とすることとした。（第四条第二号関係）

四　この政令は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第一〇号に掲げる規定の施行の日（令和六年五月二七日）から施行することとした。

◇児童手当法施行令の一部を改正する政令（政令第一八四号）（こども家庭庁）

１　児童手当制度における扶養控除の見直しに伴い、児童手当及び児童手当法附則第二条第一項の給付の支給制限に係る所得基準額の算定において、三〇歳以上七〇歳未満の扶養親族のうち、所得税法等の一部を改正する法律第一条の規定による改正後の所得税法に規定する控除対象扶養親族に該当しない者については、当該所得基準額の加算の対象としないこととした。（本則関係）

２　施行期日等

㈠　この政令の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。（附則第二項関係）

㈡　この政令は、令和六年六月一日から施行することとした。

政　令

性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律の一部の施行期日を定める政令を、ここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年五月二日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

政令第百八十号

性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）附則第一条ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行期日は、令和六年六月二十日とする。

法務大臣　小泉　龍司
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律施行令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年五月二日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

政令第百八十一号

性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律施行令

内閣は、性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第十七条第六項、第二十一条及び第二十四条第二項の規定並びに同法第三十一条第一項において準用する行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第三十八条第四項及び第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

（公告の方法）

第一条　性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（以下「法」という。）第十七条第六項、第二十一条又は第二十四条第二項の規定による公告（以下この条において「公告」という。）は、これを行う検察官が所属する検察庁の掲示場に十四日間掲示する方法によって行う。ただし、検察官が必要があると認めるときは、官報に掲載する方法を併せて行うことができる。

２　公告を掲示場に掲示する方法によって行うことができないときは、公告は、前項の規定にかかわらず、官報に掲載する方法によって行う。

３　公告をすべき事項は、次のとおりとする。

一　公告の根拠となる法の規定

二　公告を行う検察官が所属する検察庁

三　対象領置物件の領置番号

四　対象領置物件の領置に先立って解かれた刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）の規定による押収に係る事件名及び押収番号

五　品名及び数量

六　公告の初日及び末日の年月日（第一項ただし書又は前項の規定により官報に掲載する方法によって行う公告にあっては、公告の年月日）

七　検察官が必要があると認める場合にあっては、第四号に規定する押収の場所及び年月日並びに対象領置物件の特徴

４　検察官は、特に必要があると認めるときは、第一項本文の期間を延長し、又は公告を行った後更に公告を行うことができる。

（手数料の額等）

第二条　法第三十一条第一項において準用する行政不服審査法第三十八条第四項の規定により納付しなければならない手数料（以下この条及び次条において「手数料」という。）の額は、用紙一枚につき十円（カラーで複写され、又は出力された用紙にあっては、二十円）とする。この場合において、両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を一枚として手数料の額を算定する。

２　手数料は、法務省令で定める書面に収入印紙を貼って納付しなければならない。ただし、審査庁（法第三十一条第一項において読み替えて準用する行政不服審査法第十一条第二項に規定する審査庁をいう。以下この条及び次条において同じ。）の事務所において手数料の納付を現金ですることが可能である旨及び当該事務所の所在地を当該審査庁が官報により公示した場合において、手数料を当該事務所において現金で納付するときは、この限りでない。

（手数料の減免）

第三条　審査庁は、法第三十一条第一項において準用する行政不服審査法第三十八条第一項の規定による交付を受ける審査申立人又は参加人（以下この条において「審査申立人等」という。）が経済的困難により手数料を納付する資力がないと認めるときは、同項の規定による交付の求め一件につき二千円を限度として、手数料を減額し、又は免除することができる。

２　手数料の減額又は免除を受けようとする審査申立人等は、法第三十一条第一項において準用する行政不服審査法第三十八条第一項の規定による交付を求める際に、併せて当該減額又は免除を求める旨及びその理由を記載した書面を審査庁に提出しなければならない。

３　前項の書面には、審査申立人等が生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第十一条第一項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を、それぞれ添付しなければならない。

附　則

この政令は、法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（令和六年六月二十日）から施行する。

法務大臣　小泉　龍司
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

国の債権の管理等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年五月二日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

政令第百八十二号

国の債権の管理等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、国の債権の管理等に関する法律（昭和三十一年法律第百十四号）第三条第一項第一号の規定に基づき、この政令を制定する。

国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和三十一年政令第三百三十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第四号中「第七項」の下に「、第九十八条の八第二項、第九十八条の十第三項若しくは第九十八条の十一」を加える。

附　則

この政令は、刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十八号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（令和六年五月十五日）から施行する。

財務大臣臨時代理
国務大臣　伊藤**信**太郎
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

社会福祉士及び介護福祉士法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年五月二日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

政令第百八十三号

社会福祉士及び介護福祉士法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第三十四条（同法第四十二条第二項及び附則第四条第三項において準用する場合を含む。）及び第三十六条第二項（同法第四十三条第三項及び附則第五条第三項において準用する場合を含む。）、精神保健福祉士法（平成九年法律第百三十一号）第三十四条及び第三十六条第二項並びに公認心理師法（平成二十七年法律第六十八号）第三十五条及び第三十七条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（社会福祉士及び介護福祉士法施行令の一部改正）

第一条　社会福祉士及び介護福祉士法施行令（昭和六十二年政令第四百二号）の一部を次のように改正する。

第十三条の見出しを「（登録証の書換交付等の手数料）」に改め、同条中「千二百円」を「次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額」に改め、同条に次の各号を加える。

一　法第三十条（法第四十二条第二項において準用する場合を含む。）の社会福祉士登録証又は介護福祉士登録証（次号において「登録証」という。）の書換交付を受けようとする者　六百円

二　登録証の再交付を受けようとする者　千二百円

第十四条第一項中「四千五十円」を「次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加える。

一　社会福祉士の登録を受けようとする者　四千五十円

二　法第三十一条第一項の規定による届出を行つて変更の登録を受けようとする者　六百円（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書（次項第二号において「利用者証明用電子証明書」という。）を送信する方法により行う者にあつては、五百円）

第十四条第二項中「三千三百二十円」を「次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加える。

一　介護福祉士の登録を受けようとする者　三千三百二十円

二　法第四十二条第二項において準用する法第三十一条第一項の規定による届出を行つて変更の登録を受けようとする者　六百円（利用者証明用電子証明書を送信する方法により行う者にあつては、五百円）

附則第二条の三の見出しを「（登録証の書換交付等の手数料）」に改め、同条中「千二百円」を「次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額」に改め、同条に次の各号を加える。

一　法附則第四条第三項において準用する法第三十条の准介護福祉士登録証（次号において「登録証」という。）の書換交付を受けようとする者　六百円

二　登録証の再交付を受けようとする者　千二百円

附則第二条の四中「三千三百二十円」を「次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額」に改め、同条に次の各号を加える。

一　法附則第二条に規定する准介護福祉士の登録を受けようとする者　三千三百二十円

二　法附則第四条第三項において準用する法第三十一条第一項の規定による届出を行つて変更の登録を受けようとする者　六百円

（精神保健福祉士法施行令の一部改正）

第二条　精神保健福祉士法施行令（平成十年政令第五号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出しを「（登録証の書換交付等の手数料）」に改め、同条中「千二百円」を「次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額」に改め、同条に次の各号を加える。

一　法第三十条の精神保健福祉士登録証（次号において「登録証」という。）の書換交付を受けようとする者　六百円

二　登録証の再交付を受けようとする者　千二百円

第四条第一項中「四千五十五円」を「次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額」に改め、同条に次の各号を加える。

一　精神保健福祉士の登録を受けようとする者　四千五十円

二　法第三十一条第一項の規定による届出を行つて変更の登録を受けようとする者　六百円（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書を送信する方法により行う者にあつては、五百円）

（公認心理師法施行令の一部改正）

第三条　公認心理師法施行令（平成二十九年政令第二百四十三号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出しを「（登録証の書換交付等の手数料）」に改め、同条中「六千百円」を「次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額」に改め、同条に次の各号を加える。

一　法第三十条の公認心理師登録証（次号において「登録証」という。）の書換交付を受けようとする者　三千円

二　登録証の再交付を受けようとする者　六千百円

第四条中「七千二百円」を「次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額」に改め、同条に次の各号を加える。

一　公認心理師の登録を受けようとする者　七千二百円

二　法第三十一条第一項の規定による届出を行つて変更の登録を受けようとする者　三千百円（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書を送信する方法により行う者にあつては、三千円）

附　則

この政令は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）附則第一条第十号に掲げる規定の施行の日（令和六年五月二十七日）から施行する。

文部科学大臣　盛山　正仁
厚生労働大臣　武見　敬三
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

児童手当法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年五月二日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

政令第百八十四号

児童手当法施行令の一部を改正する政令

内閣は、児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第五条第一項及び附則第二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

児童手当法施行令（昭和四十六年政令第二百八十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「に当該扶養親族等」の下に「（三十歳以上七十歳未満の所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する扶養親族（第七条において「特定年齢扶養親族」という。）にあつては、同法に規定する控除対象扶養親族（第七条において「控除対象扶養親族」という。）に限る。）」を加え、「（昭和四十年法律第三十三号）」を削る。

第七条中「に当該扶養親族等」の下に「（特定年齢扶養親族にあつては、控除対象扶養親族に限る。）」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和六年六月一日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の第一条及び第七条の規定は、令和六年六月以後の月分の児童手当及び児童手当法附則第二条第一項の給付の支給の制限について適用し、同年五月以前の月分の児童手当及び同項の給付の支給の制限については、なお従前の例による。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正